

プロジェクト研究中間報告書

**小・中学校における障害のある子どもへの
教育の支援体制に関する研究**

(研究年度 平成16年度～平成18年度)

平成17年8月

**独立行政法人
国立特殊教育総合研究所**

中間報告目次

1	まえがき	中間報告書について	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	プロジェクト研究の概要		・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	「特別支援教室（仮称）」（案）について		・・・・・・・・・・・・・・・・	（1～11）
		－ 特殊学級の弾力運用等の実施調査からの想定 －		
		* 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育特別委員会に提出 （第17回 平成17年5月31日 資料5 として提出）		
参考	日本特殊教育学会第43回大会	発表原稿	・・・・・・・・・・・・・・・・	17～18

中間報告書について

本報告書は、独立行政法人国立特殊教育総合研究所が平成16～18年度（予定）にかけて実施しているプロジェクト研究「小・中学校における障害のある子どもへの教育の支援体制に関する研究」における調査等の結果について中間のまとめとして整理したものです。

現在、我が国においては特別支援教育への取組が進む中で、従来からの特殊教育で培われてきたノウハウを活かしながら、いかに新たな特別支援体制を構築するかが、課題となってきています。この中間報告では、特殊学級の弾力運用等の実地調査をもとに「特別支援教室（仮称）」（案）の想定を行っており、中央教育審議会の資料として提出するに至りました。研究半ばではありますが、現時点でのこれらの結果を、今後の特別支援教育体制の充実に役立てて頂くことができると願っております。

研究の調査にあたり、協力をいただきました全国各地の教育委員会の方々、学校関係者の方々に深く御礼申し上げます。

研究代表者	藤本裕人
サブリーダー	廣瀬由美子
研究分担者	後上鐵夫
	棟方哲弥
	田中良広
	久保山茂樹
	武田鉄郎

研究代表者：藤本裕人 所内研究分担者：廣瀬由美子・後上鐵夫・久保山茂樹・武田鉄郎・棟方哲弥・田中良広

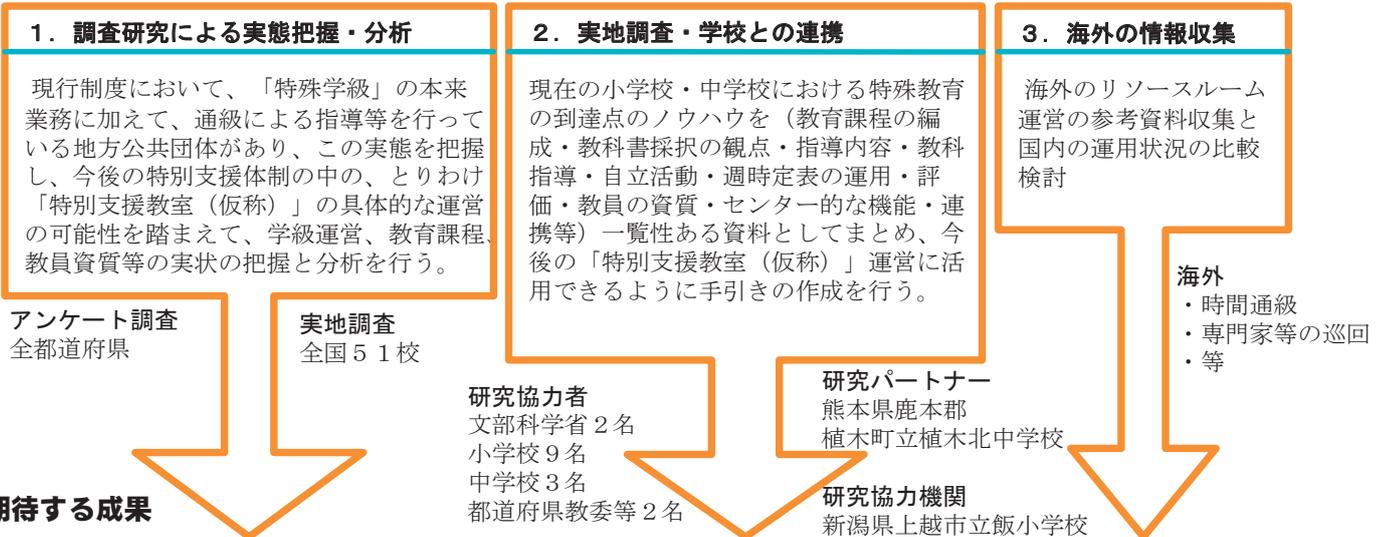
1. 趣旨及び目的

平成16年3月より、中央教育審議会特別委員会において「特別支援教育」制度についての審議が始まった。これらの検討に際して、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、小・中学校における障害のある児童生徒への効果的な対応策のひとつとして、「特殊学級」と「通級による指導」を制度上一体化した「特別支援教室（仮称）」の設置が提言されている。

本研究は、その方向性を検討する上で、小・中学校における「特殊学級」等の役割についての現状把握が必要な状況が生じてきていることから、「特殊学級」等の柔軟な運用に関して、制度・指導内容面での実態把握及び今後の可能性の検討を行うものである。更に、今後の特別支援教育体制を視野に入れ、現状での特殊教育におけるすべての障害種領域における実践事例を、一覧性をもたせ整理するとともに、今後の小学校・中学校における特別支援体制の運営に活用できる体系的な指導資料を提供するものである。

2. 研究全体の概要

※2と3については、中央教育審議会の方向性にそって、修正を行う。



3. 期待する成果

1. 「特殊学級」と「通級による指導」の制度の一体化の基礎資料の提供
2. 従来の小学校・中学校における特殊教育の指導のノウハウの総括
3. 「特別支援教育」の制度改革後の「特別支援教室（仮称）」運営の手引きの提供

4. これまでの研究成果について

特殊学級担任が「通級による指導」を実施する事例について、全国の都道府県へのアンケート調査を行った。回答があった43都道府県において、小学校では808名、中学校では14名であった。さらに、実地調査により、特殊学級の弾力運用の観点での軽度発達障害児等への支援体制パターンを明らかにした。それは「教員の加配を原則として行わない」場合における5タイプ6種類と、「何らかの加配教員を活用している」場合における3タイプであった。また、それらの実施校において特殊学級担当教員は1校あたり3.5授業時間（小学校4.1時間、中学校2.8時間）の弾力運用による支援を行っていた。

現在、それらの成果を中間報告「特別支援教育に向けた特殊学級等の柔軟運用マニュアル」として企画中であり、調査結果等については、日本特殊教育学会第43回大会においてポスター発表（2件）を予定している。

なお、本プロジェクト研究を進める中で作成されたデータが、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育特別委員会（第10回）会議で資料として使用されている（右図は、小学校の情緒障害特殊学級の事例）。

http://www.nise.go.jp/blog/2005/03/post_105.html

特殊学級担当教員が「通級による指導」を実施する事例 A小学校（情緒障害）

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	情緒	知的	難聴	弱視	計																																																
児童生徒数	4	4	4	4	3	3	1	1	1	1	26学級																																																
児童数	119	111	149	126	115	119	2	8	2	0	751人																																																
特殊学級の児童生徒の状況	<ul style="list-style-type: none"> 情緒障害特殊学級（1学級）2人 ・在籍児童の状況（自閉症2人） 																																																										
特殊学級担当教員から「通級による指導」を受けている児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> 情緒障害特殊学級担当教員による指導1人 ・児童の状況（自閉的傾向） 																																																										
<p><特殊学級担当教員の週時数表></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情緒</th> <th>月曜日</th> <th>火曜日</th> <th>水曜日</th> <th>木曜日</th> <th>金曜日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時限</td> <td>特学</td> <td>特学</td> <td>特学</td> <td>特学</td> <td>特学</td> </tr> <tr> <td>2時限</td> <td>特学</td> <td>特学</td> <td>特学</td> <td>特学</td> <td>特学</td> </tr> <tr> <td>3時限</td> <td>特学</td> <td>特学</td> <td>特学</td> <td>特学</td> <td>交流</td> </tr> <tr> <td>4時限</td> <td>特学</td> <td>特学</td> <td>交流</td> <td>交流</td> <td>交流</td> </tr> <tr> <td>給食</td> <td>給食</td> <td>給食</td> <td>給食</td> <td>給食</td> <td>給食</td> </tr> <tr> <td>5時限</td> <td>交流</td> <td>特学</td> <td>交流</td> <td>交流</td> <td>特学と通級</td> </tr> <tr> <td>6時限</td> <td>交流</td> <td>交流</td> <td>音楽・数独</td> <td>交流</td> <td>通級</td> </tr> </tbody> </table>												情緒	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	1時限	特学	特学	特学	特学	特学	2時限	特学	特学	特学	特学	特学	3時限	特学	特学	特学	特学	交流	4時限	特学	特学	交流	交流	交流	給食	給食	給食	給食	給食	給食	5時限	交流	特学	交流	交流	特学と通級	6時限	交流	交流	音楽・数独	交流	通級
情緒	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日																																																						
1時限	特学	特学	特学	特学	特学																																																						
2時限	特学	特学	特学	特学	特学																																																						
3時限	特学	特学	特学	特学	交流																																																						
4時限	特学	特学	交流	交流	交流																																																						
給食	給食	給食	給食	給食	給食																																																						
5時限	交流	特学	交流	交流	特学と通級																																																						
6時限	交流	交流	音楽・数独	交流	通級																																																						
<p><特殊学級担任が通級における指導を行うようになった経緯></p> <p>L.D. ADHD児童の相談件数が増加してきたこと、教育現場に集団不応答を起こす子どもに対する指導の場がなかったことから、試行的に取り組み、平成13年度より通級における指導として実施している。</p>																																																											
<p><校内支援体制の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊学級が設けられ、特殊教育に対する校内システムがしっかりしている。 ・障害各種にわたる学級が設置され、地域のセンター的役割を担っている。 ・特殊教育を行っている教員全体からの応援が得られる状況がある。 																																																											

「特別支援教室（仮称）」（案）について

－ 特殊学級の弾力運用等の実地調査からの想定 －

プロジェクト研究（平成16年度～18年度）

「小・中学校における障害のある子どもへの教育の支援体制に関する研究」

研究代表者	藤本裕人
サブリーダー	廣瀬由美子
研究分担者	後上鐵夫・棟方哲弥・田中良広 久保山茂樹・武田鉄郎

平成17年5月31日

独立行政法人 国立特殊教育総合研究所

目 次

はじめに

I 現行制度における特殊学級・通級指導教室の概念図について

II 平成16年度 プロジェクト研究の調査結果

1 「特殊学級の担当教員から通級による指導を受けている児童生徒数」(平成15年5月1日)

2 特殊学級における弾力的な運用に関する実態集計(43都道府県平成16年11月～平成17年3月)

III 実態調査から得た「特殊学級の弾力運用」の観点でのLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への支援パターン

1 教員の加配を行わない場合

2 加配教員が活用されている場合

IV 現状からみた特別支援教室の具体的運用タイプ

1 Aタイプ:一人一人の児童に対して多くの時間を指導する「特別支援教室」の場合

2 Bタイプ:一人一人の児童に対して数時間の指導をする「特別支援教室」の場合

3 Aタイプ+Bタイプ の混合タイプ

V 平成17年度の研究の方向 校内支援体制から地域内支援体制の構築について

『特別支援教室(仮称)』(案)について

はじめに

国立特殊教育総合研究所のプロジェクト研究「小・中学校における障害のある子どもへの教育の支援体制に関する研究（平成16年度～18年度）」では、小・中学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等（以下、「LD等」とする。）の児童生徒への指導や支援を含めた、障害のある児童生徒への適切な支援体制の構築について実際的な研究を行っている。

具体的な研究内容としては、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育特別委員会における審議状況や、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」の提言を踏まえながら、「特殊学級」「通級指導教室」等の弾力的な運用に関して、制度・指導内容面での実態把握と今後の可能性の検討を行うと同時に、今後、特別支援教育体制の制度的な見直しが行われた後を視野に入れて、これまでの小・中学校におけるすべての障害種別ごとの指導方法の事例の整理を行うとともに、これからの特別支援教育体制の運営に活用できる体系的な指導資料の作成に取り組んでいる。

本資料は、平成16年度から開始した特殊学級の弾力的な運営形態の把握から得られた結果を基に、「特別支援教室（仮称）」（案）（以下、「特別支援教室」とする。）のイメージを想定したものである。

I. 現行制度における特殊学級・通級指導教室の概念図について

現行制度の特殊学級や通級指導教室の概念は以下のように整理される。

① 特殊学級の指導（概念図）

1 週間の時間割	
特殊学級 での指導	
特別な指導 (自立活動)	障害の特性に配慮した 教科指導等
→ 交流及び共同学習	
通常の学級 教科指導等	

② 通級指導教室（概念図）

1 週間の時間割	
通級指導教室 での指導	
1～3 時間	～8時間まで
特別な指導	教科の補充指導
← 通級	
通常の学級 教科指導等	

③ 通級指導教室（放課後に通級による指導を行う形態）の概念図

言語障害通級指導教室等を利用している児童生徒の中には、学習時間を減らしたくない等の理由で放課後に通級指導の時間を設定している場合がある。児童生徒の障害への負担について調整できれば、6校時の枠内で特別な支援を行うという固定的な時間枠を広げた指導時間となりえる。

1 週間の時間割	放 課 後
通常の学級 教科指導等	通級 というカ テゴリーで行 われる特別な 指導

Ⅱ 平成16年度 プロジェクト研究 調査結果

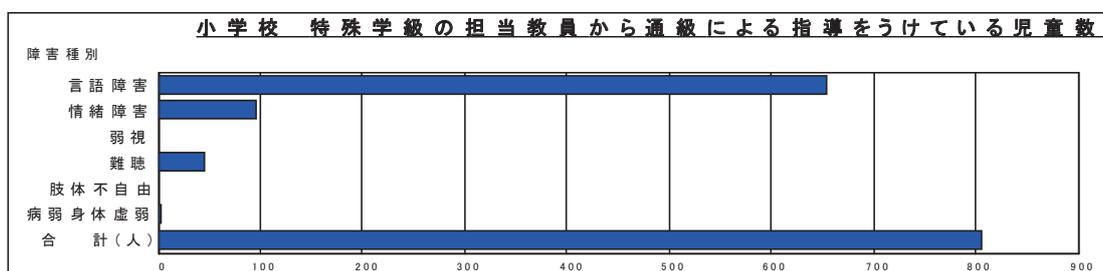
1. 「特殊学級の担当教員から通級による指導を受けている児童生徒数」

(1). 「特殊学級の担当教員から通級による指導を受けている児童数」

小学校

H15 (H15年5月1日、43 / 47都道府県)

障害種別	指導人数		
	都道府県数	7	
		自校	他校
言語障害	656	366	290
情緒障害	98	70	28
弱視	1	0	1
難聴	47	30	17
肢体不自由	0	0	0
病弱身体虚弱	6	1	5
合計(人)	808	467	341

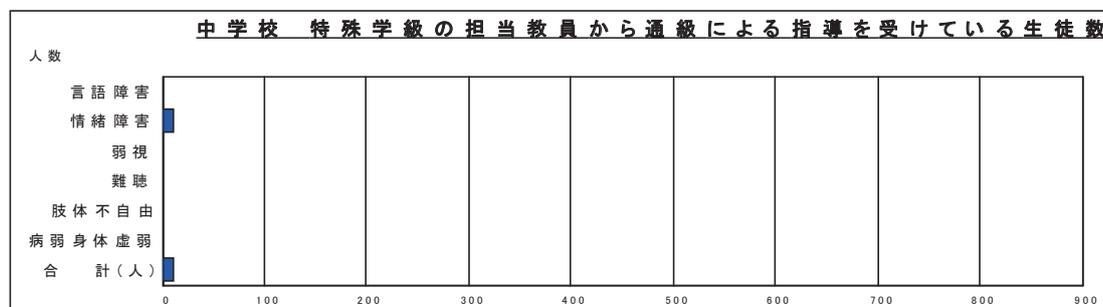


(2). 「特殊学級の担当教員から通級による指導を受けている生徒数」

中学校

H15年度 (H15年5月1日、43 / 47都道府県)

障害種別	指導人数		
	都道府県数	4	
		自校	他校
言語障害	0	0	0
情緒障害	13	13	0
弱視	0	0	0
難聴	1	1	0
肢体不自由	0	0	0
病弱身体虚弱	0	0	0
合計(人)	14	14	0

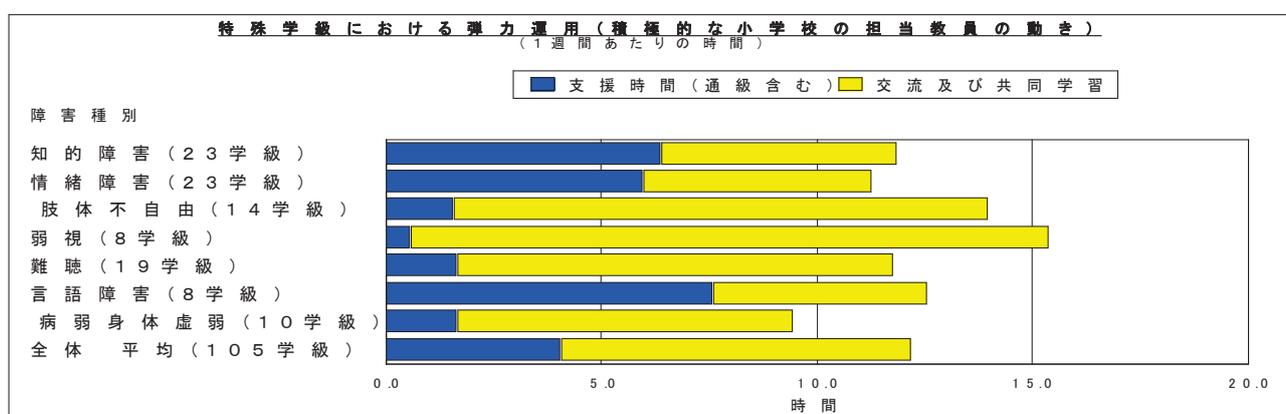


※参考 平成15年度 通級による指導を受けている小学生 32,722人・中学生 930人 (文部科学省 特別支援教育資料 平成16年3月)

2 特殊学級における弾力的な運用に関する実態集計（43都道府県平成16年11月～平成17年3月）
 （全国都道府県内で積極的に特殊学級の弾力運用に取り組んでいる学校の特殊学級担当教員の
 一週間あたりのLD等の等への支援時間及び、交流及び共同学習の状況の調査集計）

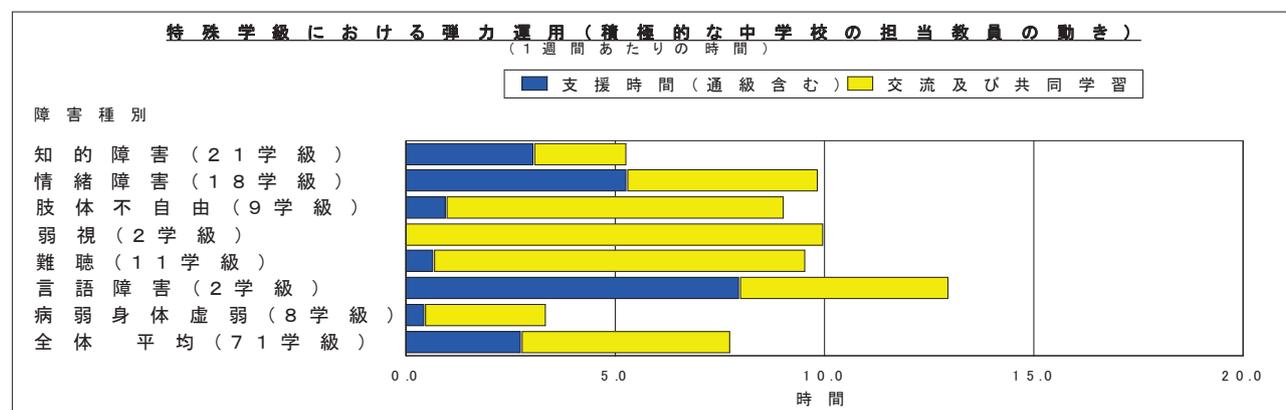
（1）小学校

特殊学級の障害種別 小学校	平均支援時間	交流及び共同学習
	担当教員の一週間の時間	担当教員の一週間の時間
知的障害（23学級）	6.4	5.5
情緒障害（23学級）	6.0	5.3
肢体不自由（14学級）	1.6	12.4
弱視（8学級）	0.6	14.8
難聴（19学級）	1.7	10.1
言語障害（8学級）	7.6	5.0
病弱身体虚弱（10学級）	1.7	7.8
全体平均（105学級）	4.1	8.1



（2）中学校

特殊学級の障害種別 中学校	平均支援時間	交流及び共同学習
	担当教員の一週間の時間	担当教員の一週間の時間
知的障害（21学級）	3.1	2.2
情緒障害（18学級）	5.3	4.6
肢体不自由（9学級）	1.0	8.1
弱視（2学級）	0.0	10.0
難聴（11学級）	0.7	8.9
言語障害（2学級）	8.0	5.0
病弱身体虚弱（8学級）	0.5	2.9
全体平均（71学級）	2.8	5.0

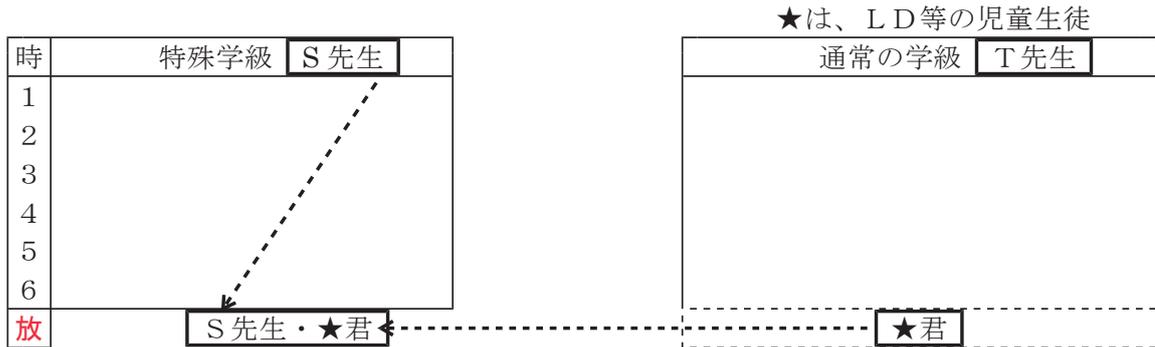


Ⅲ. 実態調査から得た「特殊学級の弾力運用」の観点でのLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への支援パターン

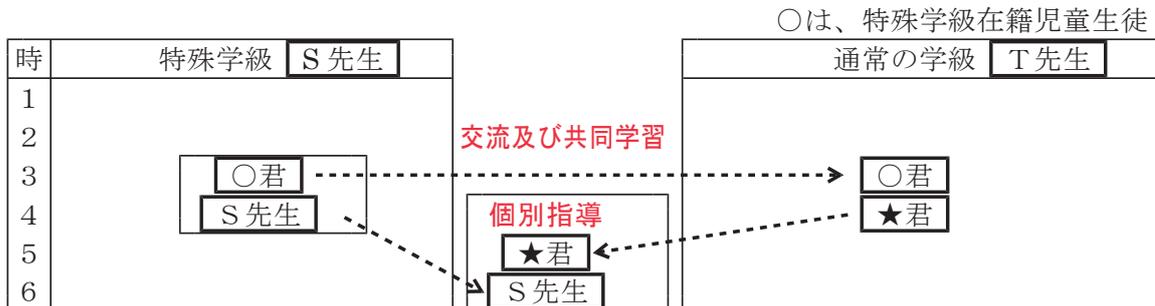
47都道府県において、「特殊学級担当教員から通級による指導を受けている児童生徒数調査（43都道府県）」と「特殊学級の弾力的運用等に関する調査（176学級）」を行った。更に、実際に各地の特殊学級等（43学級）を訪問し、関係者から弾力的な運用等に関する具体的な聞き取り調査を行った。その結果を次に示す。

1. 教員の加配を行わない場合

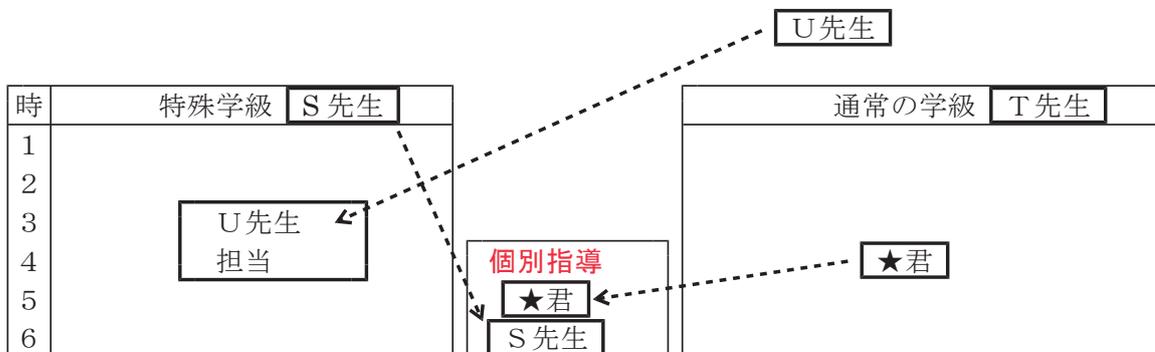
(1) 特殊学級担当教員が、在籍児童生徒の指導の責務を果たした上で、放課後等の時間に個別指導等を行う。



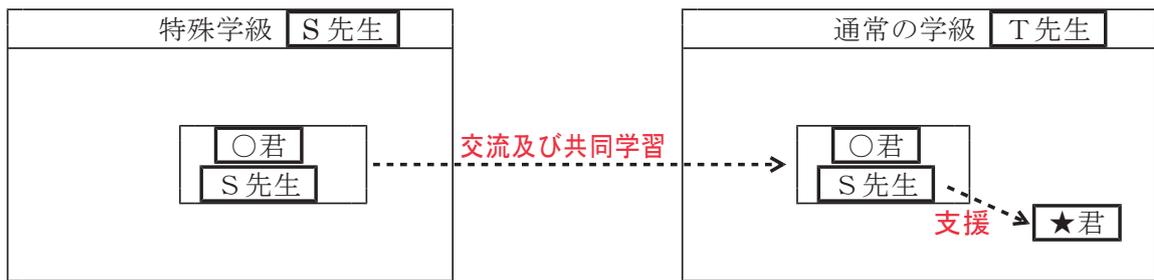
(2-1) 特殊学級の在籍児童生徒が交流及び共同学習に行くことで、特殊学級担当教員の週の時間割に空きが生じて、個別指導等を行う。



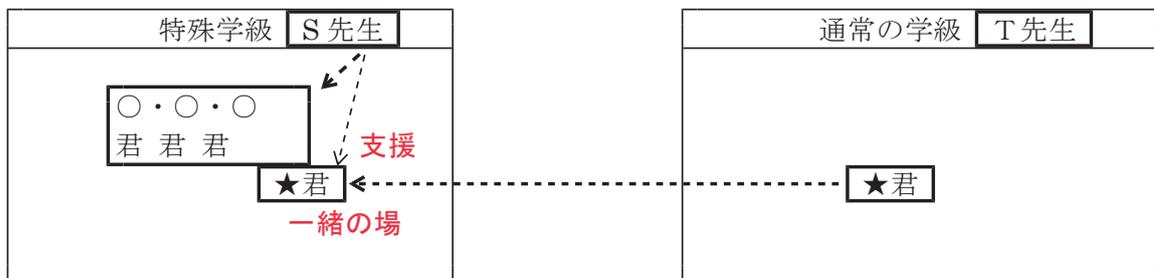
(2-2) 特殊学級に、他の教員が指導に来るため、特殊学級担当教員の週の時間割に空きが生じて、個別指導等を行う。



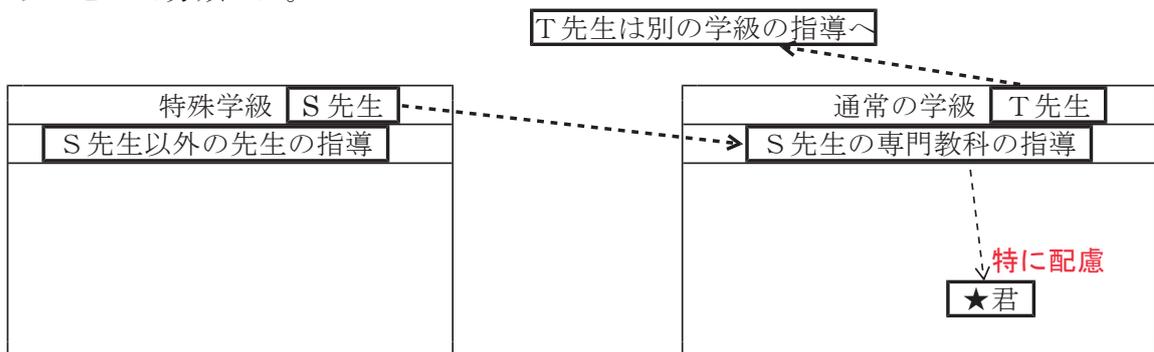
(3) 特殊学級の教員が、障害のある児童生徒に付き添って通常の学級に入り、特殊学級の児童生徒の指導等に加えて、LD等の児童生徒の支援をする。



(4) 特殊学級の児童生徒の指導の時間に、通常の学級に在籍するLD等の児童生徒が来て、一緒の場で、特殊学級担当教員から指導を受ける。(特殊学級と通常学級の教育課程の整合性に課題がある。指導内容が類似して内容が重なる場合もあるが、同じ学習が可能であると画一的に判断はできない。)

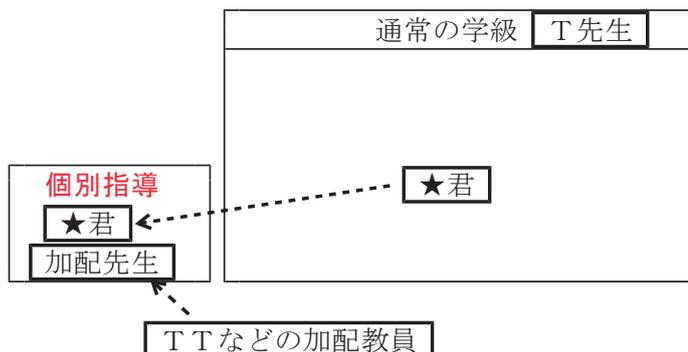


(5) 特殊学級担当教員が、通常の学級に教科指導に行き、当該教室に在籍するLD等の児童生徒を視野に入れ、丁寧な授業を行う。中学校などで特殊学級担任が、自分の専門教科を通常の学級の生徒に教える場合が想定される。(2-2)と教員の動線は類似しているが、LD等の児童生徒への個別指導は行われず、一斉指導の形態での配慮のため、別カテゴリーとして分類した。

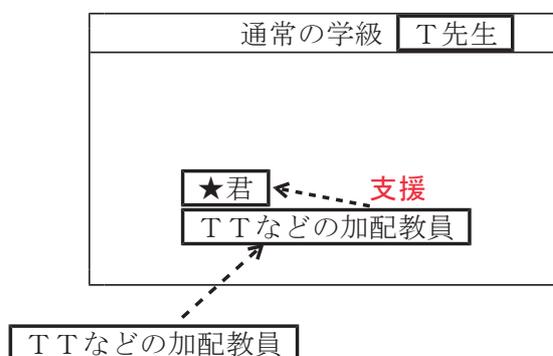


2. 加配教員が活用されている場合

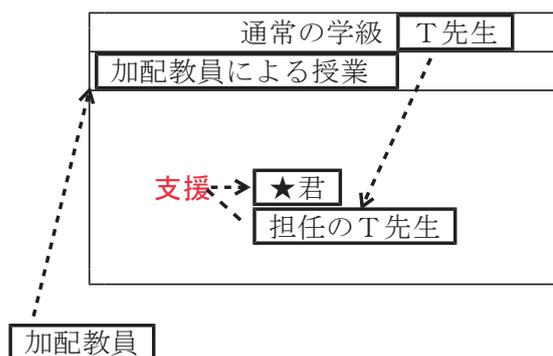
(1) 加配教員によるLD等の児童生徒への個別指導等を行う。



(2) 加配教員による通常の学級の支援（個別の配慮を行う T T 的動き）を行う。



(3) 週に数時間しか児童生徒に接しない加配教員が指導するのではなく、児童生徒の状態を良く知る学級担任が児童生徒の支援を行う。



IV. 現状からみた特別支援教室の具体的運用タイプ

1. Aタイプ：一人一人の児童に対して多くの時間を指導する「特別支援教室」の場合

* Aタイプにおいては、従来の知的障害の児童生徒を中心に指導する教室を想定している。教室を利用する児童生徒の状態にもよるが、多くの時間の指導を必要とする児童生徒が複数いる場合は、LD等の児童生徒の指導や支援の時間を確保することは、かなり難しいと想定される。



* Aタイプの特別支援教室を担当する教員の週時程表では、次に示すような指導時間が想定される。

担当教員の週時間（例） Aタイプ

時	月	火	水	木	金
1	A B E児				
2	A B E児	A B E児	A B E児	C D児	C D児
3	A B E児	A B E児	C児	A B E児	A B E児
4	C D児				
5	A児	D児	A児	D児	C児
6	会議等	教材作成		B児	E児

2. Bタイプ：一人一人の児童に対して数時間の時間を指導する「特別支援教室」の場合

* Bタイプにおいては、従来の言語障害特殊学級・通級指導教室や難聴・情緒の通級指導教室を想定している。特別支援教室を利用する児童生徒は、知的発達の遅れがほとんどなく、自立活動や教科の補充的な指導、あるいは、通常の学級で習熟度別指導等を必要とする児童生徒を含むケースである。このタイプの教室で指導を受ける対象児童生徒の指導には、LD等の児童生徒を視野に入れて、指導時間を確保することが可能である。

■特別な支援



* Bタイプの特別支援教室を担当する教員の週時程表では、次に示すような指導時間が想定される。

担当教員の週時間（例） Bタイプ

時	月	火	水	木	金
1	A K児	E G児	A K児	F児	L児
2	B児	H児	B児	E G児	A K児
3	C E児	I児	C E児	H児	A K児
4	D児	E J児	D児	I児	F児
5	C E児	A K児	C E児	E J児	教材作成
6	会議等	L児		A K児	

3. Cタイプ： Aタイプ と Bタイプ の混合タイプ

* Cタイプにおいては、知的障害特殊学級担当者などが、空き時間や放課後等の時間を利用して軽度発達障害の児童・生徒を指導する、特殊学級+通級指導教室のような形態を想定している。Cタイプの教室で指導を受ける対象児童生徒の指導には、知的障害等の児童生徒だけでなくLD等の児童生徒の指導時間も工夫して設定することが可能である。

■特別な支援

		特 別 支 援 教 室 の 指 導	通 常 の 学 級 の 指 導
A児	90	日常・生単・自立・国語・算数 音楽・体育	図 10 (%)
B児	90	日常・生単・自立・国語・算数 体育・図工	音 10
C児	70	日常・生単・自立・国語・算数	音・図・体 30
D児		20 自立	80
E児		30 自立・教科	習熟度別 70
F児		10 自立	90
H児		10 自立	90

* Cタイプの特別支援教室を担当する教員の週時程表では、次に示すような指導時間が想定される。

担当教員の週時間（例） Cタイプ

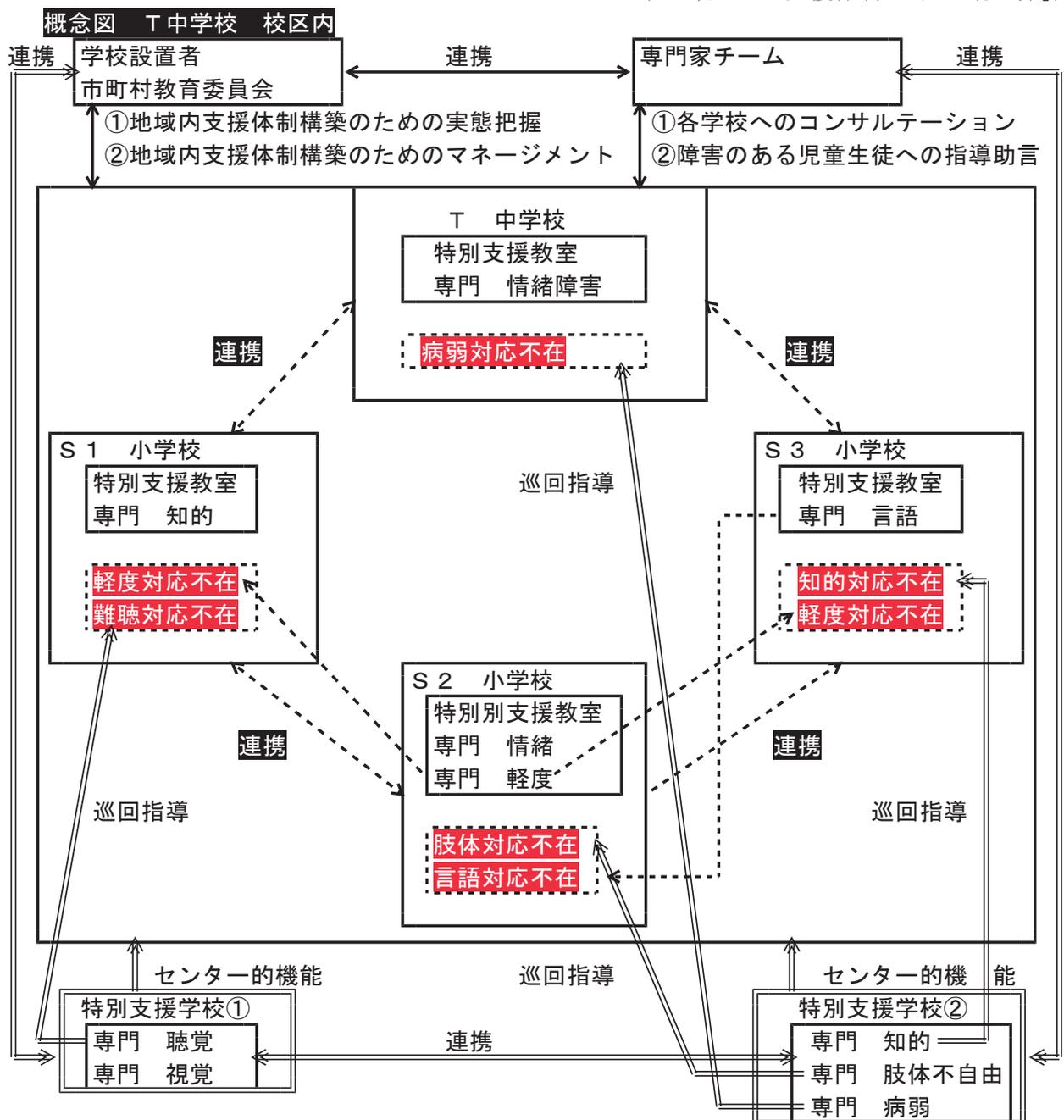
時	月	火	水	木	金
1	A B C E児	A B児	A B C児	A B C児	A B C児
2	A B C E児	A B C児	A B C児	D E児	A B児
3	A B C児	A B C児	A B C児	A B C児	A B児
4	A B児	A B C児	A児	B児	F H児
5	A B C児	D児	C児	F児	D児
6	会議等	D E児	H児		
放		E児			

V 平成17年度の研究方向について 校内支援体制から地域内支援体制の構築について

平成17年度においては、「校内支援体制」から「地域内支援体制」の構築について、以下の事項に留意しながら、研究を進める。

- (1) 各障害種別の指導の専門性の偏在の解消について
 - ① 特別支援教室担当者による巡回指導
 - ② 盲・聾・養護学校のセンター的機能
 - ③ 専門家チームによる巡回指導
- (2) 中学校の校区内、あるいは市町村単位の地域内において、各学校の特別支援教室を担当する教員の得意分野を考慮し、地域内の巡回指導を念頭に置いて、その地域をカバーする「地域内での支援体制づくり」に関する対応方法の研究が必要である。

(「地域内での支援体制づくり (参考)」)



小・中学校における障害のある子どもへの教育支援体制に関する研究(1)

—特殊学級の担当教員から通級による指導を受けている児童生徒—

○ 藤本 裕人・廣瀬 由美子・後上 鐵夫・棟方 哲弥・田中 良広・武田 鉄郎・久保山 茂樹

(独立行政法人 国立特殊教育総合研究所)

Key Words : 特殊学級 ・ 通級による指導 ・ 弾力的な運用

1. 目的

平成16年3月より、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育特別委員会において、特別支援教育についての審議が始まった。そして平成16年12月に「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(中間報告)が示された。小・中学校における制度の見直しの検討は、「今後の特別支援教育の在り方」の協力者会議の最終報告の二つの提言、①「特殊学級や通級指導教室について、その学級編制や指導の実態を踏まえ必要な見直しを行い、障害の多様化を踏まえ柔軟かつ弾力的な対応が可能となるような制度の在り方について具体的に検討をしていく必要がある」、②「制度として全授業時間固定式の学級を維持するのではなく、通常の学級に在籍した上で障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導に必要な時間のみ特別の場で行う形態(例えば「特別支援教室(仮称)」)とすることについて具体的な検討が必要」をうけて審議が行われている。

本研究は、これらの検討の方向性を踏まえた上で、小・中学校における「特殊学級」「通級指導教室」等の役割の現状を把握して、弾力運用に関して制度面・指導内容面での実態把握及び今後の可能性の整理・検討を行うものである。

研究(1)においては学校教育法第75条第1項及び学校教育法施行規則第73条の18規定に基づいて置かれる「特殊学級」の担当教員が「通級による指導」を行っている状況について調査を行った。なお、平成5年から始まった通級による指導では、「特殊学級における、実際の通級による指導は、交流活動等で特殊学級での授業が行われていない時間や放課後行うことになる」(通級による指導の手引き 文部省特殊教育課内 特殊教育研究会 編著 第一法規 1993)の解説が示されている。

2. 方法

(1) 対象

①都道府県教育委員会

②特殊学級担当教員が通級による指導を行っている学級

(2) 調査方法および内容

①都道府県教育委員会を対象とした調査方法は、各都道府県教育委員会から、特殊学級担当教員から学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定に基づく「通級による指導」を受けている児童生徒数について回答を得た。障害種別は、言語障害、情緒障害、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱である。調査の期日は、学校基本調査の基準日である5月1日を特定し、平成15年度の人数について調査結果をまとめた。

②特殊学級担当教員が「通級による指導」を行っている学級への調査は、関係県の理解を得て、該当特殊学級を訪問し、実態の把握を行った。把握の内容は、①特殊学級に在籍児童生徒・通級対象児童生徒の状況②特殊学級担任の週日表③通級による指導の時間である。調査結果は、中央教育審議会初等中等教育分

科会特別支援教育特別委員会第10回の資料として使用された。国立特殊教育総合研究所のwebでも公開されている。

(3) 調査期間および集計

①平成16年11月8日～平成17年3月1日

(都道府県への調査)

②平成16年5月～7月

(特殊学級への実地調査)

3. 結果

①の調査の回答は、43都道府県教育委員会(回収率91%)から得られた。特殊学級担当者による通級による指導を行っているのは、小学生対象では7県であり808人であった(表1)。中学生対象では4県14人であった(表2)。

表1 特殊学級の担当教員から通級による指導をうけている小学生数

障害種別	指導人数			
	都道府県数	7	自校	他校
言語障害	656	366	290	
情緒障害	98	70	28	
弱視	1	0	1	
難聴	47	30	17	
肢体不自由	0	0	0	
病弱身体虚弱	6	1	5	
計(人)	808	467	341	

表2 特殊学級の担当教員から通級による指導を受けている中学生数

障害種別	指導人数			
	都道府県数	4	自校	他校
言語障害	0	0	0	
情緒障害	13	13	0	
弱視	0	0	0	
難聴	1	1	0	
肢体不自由	0	0	0	
病弱身体虚弱	0	0	0	
計(人)	14	14	0	

②の実地調査では、火曜日の放課後に特殊学級担当教員が通級による指導を行っている調査事例を得た。

表3 特殊学級担当教員が「通級による指導」を実施する事例(弱視)

弱視	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1時限	特学	特学	特学	特学	交流
2時限	交流	交流	特学	特学	交流
3時限	特学	特学	交流	特学	特学
4時限	特学	交流	特学	交流	特学
給食	給食	給食	給食	給食	給食
5時限	交流	特学	交流	交流	交流
6時限	その他	通級	会議・教相	その他	その他

表3の事例は、中央教育審議会資料として使われたものである(3校の内の1校)。

交流等の実態も含めて、柔軟・弾力的な運用の実態については、継続して実地調査中であり、今回は第一報として国立特殊教育総合研究所でプロジェクト研究として取り組んでいる調査結果を報告するものである。

(FUJIMOTO. H)(HIROSE. Y)(GOKAMI. T)(MUNEKATA. T)(TANAKA. Y)(TAKEDA. T)(KUBOYAMA. S)

小・中学校における障害のある子どもへの教育支援体制に関する研究(2)

—特殊学級の弾力的な運用について—

○ 廣瀬 由美子・藤本 裕人・後上 鐵夫・棟方 哲弥・田中 良広・武田 鉄郎・久保山 茂樹

(独立行政法人 国立特殊教育総合研究所)

Key Words : 特殊学級・弾力的な運用・校内支援体制

1. 目的

本課題に関する一連の研究では、都道府県教育委員会等から得た情報をもとに、小・中学校における特別支援教育の推進のための校内支援体制の整備の状況や、校内資源の一つである特殊学級の弾力的な運用について調査を実施している。ここでいう弾力的な運用とは、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育特別委員会の中間報告案において示されている「特殊学級の弾力的な運用」を意味している。

そこで本稿では、都道府県教育委員会を通して実施した、LD等の軽度発達障害の児童生徒への支援方策の一つである、特殊学級の弾力的な運用に関する調査結果を報告し、特殊学級の弾力的な運用について考察していく。

2. 方法

(1) 対象

- ①都道府県教育委員会
- ②都道府県教育委員会が依頼した小・中学校の特殊学級担任

(2) 調査方法および内容

調査方法は、各都道府県教育委員会に、知的障害、情緒障害、肢体不自由、難聴、弱視、言語障害、病弱・身体虚弱の各特殊学級において、弾力的な運用を実施している小・中学校を1校ずつ選定して貰い、特殊学級担任から回答を得た。なお、該当する特殊学級がない場合は、教育委員会から「該当なし」で回答を得ている。

主な調査内容は、A:学校基本調査(児童生徒数、学級数、特殊学級在籍児童生徒の状況)、B:特殊学級担任の週日表(8つ選択肢から記述)であった。なお、8つの選択肢は、「①特殊学級在籍児童生徒の指導時間」「②特殊学級在籍児童生徒の交流に付きそう指導時間」「③特殊学級在籍児童生徒が交流に行ったため指導がない時間」「④特殊学級在籍児童生徒以外の通常の学級の教科の指導時間」「⑤特殊学級在籍児童生徒以外の軽度発達障害の子どもなどへの支援や指導時間」「⑥校務」「⑦教育相談」「⑧その他」である。

(3) 調査期間および集計

- ・平成16年11月8日～平成17年3月1日
- ・集計は、障害種別ごとに8つの選択肢の総時間数と、軽度発達障害の児童生徒への平均支援時間数等を求めた。

3. 結果と考察

回答は、43都道府県教育委員会(回収率91%)から得られた。特殊学級が弾力的な運用を実施していないとの回答があった教育委員会は15で、実施している小・中学校の障害別特殊学級の結果は、表1に示す通りである。

(1) 軽度発達障害の児童生徒への支援

軽度発達障害の児童生徒に何らかの方法で支援をしている特殊学級担任は、障害種別にみると言語障害特殊学級担任

が平均7～8時間と一番多く、次いで、小学校知的障害や情緒障害特殊学級担任が5～6時間を割いていることが明らかになった。一方、弱視や肢体不自由、難聴、病弱の特殊学級担任は、在籍している子どもの障害の特性からか、彼らが通常の学級に交流する場合でも付きそうなどの指導や支援が必要であるため、結果的に、在籍以外の軽度発達障害の児童生徒に支援する時間を確保できないのが現状であると思われた。

(2) 特殊学級担任による支援の形態

軽度発達障害の児童生徒を支援する方法として、教員の週日表の選択内容をみると、特殊学級在籍児童生徒と一緒に軽度発達障害の児童生徒を指導する時間(①と⑤)は、中学校言語障害特殊学級担任が5.5時間と一番多く、次いで小学校知的障害、小・中学校の情緒障害特殊学級担任が2.9～4.8時間を利用していた。また、特殊学級在籍児童生徒の交流指導では、交流先の軽度発達障害児を在籍児とともに一緒に支援する時間(②と⑤)は余り設定されておらず、小学校言語障害特殊学級担任が1時間程度であった。さらに、在籍児童生徒が付きそいなしで交流をしている際、その時間を軽度発達障害の児童生徒に個別指導を実施している時間(③と⑤)は、小学校言語障害特殊学級担任が6時間と断然多く、それ以外は1時間未満～2時間程度であった。

以上のことから、特殊学級担任が軽度発達障害の児童生徒を支援する際は、学校内の校内資源や支援体制、特殊学級在籍児童生徒数や障害の状況等と大いに関連するが、設置数の多い知的障害特殊学級担任が弾力的な運用を実施していたことは、今後、軽度発達障害を含めた特別支援教育を推進する際の重要な役割を担うと推察された。

表1 特殊学級における弾力的な運用に関する調査結果

障害別 特殊学級	小・中	回答校数	LD等の児童 生徒への平均 支援時間	①と⑤	②と⑤	③と⑤
知的障害	小	23校	6.4時間	4.8	0.8	0.7
	中	21	3.1	1.6	0	1.5
情緒障害	小	23	6.0	2.9	0.7	2.5
	中	18	5.3	4.6	0.5	0.7
肢体不自由	小	14	1.6	0.6	0.2	0.9
	中	9	1.0	0	0	1
弱視	小	8	0.6	0.5	0.1	0.1
	中	2	0.0	0	0	0
難聴	小	19	1.7	0.5	0	1.3
	中	11	0.7	0	0	0.7
言語障害	小	8	7.6	0	1.6	6
	中	2	8.0	5.5	0	2.5
病弱	小	10	1.7	0	0.8	0.5
	中	8	0.5	0	0	0.5
合計・平均		176校	3.5	1.6	0.3	1.3

(HIROSE. Y) (FUJIMOTO. H) (GOKAMI. T) (MUNEKATA. T)

(TANAKA. Y) (TAKEDA. T) (KUBOYAMA. S)

プロジェクト研究中間報告書
小・中学校における障害のある子どもへの教育の支援体制に関する研究
(平成16年度～平成18年度)

平成17年8月

発行 独立行政法人 国立特殊教育総合研究所
〒239-0841
神奈川県横須賀市野比5-1-1
電 話 046-848-4121 (代表)
FAX 046-839-6909 (企画部)
URL <http://www.nise.go.jp>
